

柔道^{せいふくし}整復師^{せじゅつ}の施術(接骨院・整骨院)を受けられる方へ

保険年金課 ☎66・1103

多くの接骨院・整骨院では、病院・診療所にかかったときと同じように窓口で保険証を提示し、一部負担金を支払うだけで施術を受けることができます。これは、接骨院・整骨院が柔道整復施術療養費支給申請書(申請書)を国民健康保険に提出し、患者に代わって残りの費用を受け取る「受領委任」が認められているからです。

施術には健康保険が「使えるもの」と「使えないもの」があります。施術を受ける際には、柔道整復師に負傷原因を正確に伝えましょう。

保険が使える場合

外傷性の骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷(肉離れなど)に対する施術

※骨折、脱臼の場合は、応急手当の場合を除きあらかじめ医師の同意が必要です。

《注意事項》

- ・施術を受けたときは申請書の内容(負傷名、負傷原因、負傷年月日、施術日、費用など)を確認してください。
- ・申請書の受取代理人欄には原則患者の自筆による署名が必要です。
- ・領収書は必ず受け取ってください。

保険が使えない場合(左記以外のもの)

全額自己負担

(例)

- ・スポーツなどによる筋肉疲労
- ・日常生活から来る疲れ、肩こり、体調不良
- ・保険医療機関(病院・診療所)で同じ負傷を治療中のもの
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善の見られない長期の施術
- ・労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

国保からのお願い

国民健康保険では、申請書の内容を確認するため、施術日や負傷部位などを被保険者の皆さんに照会文の送付や電話で直接お尋ねすることがありますのでご協力をお願いします。

国民年金からのお知らせ

◆新成人のみなさん おめでとうございます ～20歳になったら国民年金～

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることとなります(すでに厚生年金・共済年金に加入している方または会社員・公務員に扶養されている配偶者は除きます)。収入などがなく保険料の支払いが困難な場合は「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(30歳未満)などの保険料免除制度があります。

国民年金のポイント

1. 老後を支えます(老齢基礎年金)
2. 病気やけがで障害の状態になったときに支えます(障害基礎年金)
3. 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます(遺族基礎年金)

◆国民年金保険料の納付は、口座振替が便利でお得です!

国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます。

口座振替を利用すると、国民年金保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落とさせていただくことにより月々50円割引きされる早割制度や、現金納付よりも割引額が大きい1年前納・6ヵ月前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関へ申し出ください。

※平成26年4月末の口座振替分より、割引額がさらに大きな「2年前納(口座振替のみのご利用)」が始まります。

保険年金課 ☎66・1101 豊橋年金事務所 ☎0532・33・4118